

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角英世

新潟県規則第34号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の細目の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後
(入居者の資格) 第1条の15 (略) 2 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 <u>ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u> (1)～(3) (略) (4) 次のいずれかに該当する者	(入居者の資格) 第1条の15 (略) 2 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(3) (略) (4) 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（平成16年3月31日付け国住総第191号国土交通省住宅局長通知）に定める優先入居を認められる <u>配偶者からの暴力を受けた被害者</u>
ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第3条第3項第3号（ <u>法第28条の2において準用する場合を含む。</u> ）の規定による一時保護又は法第5条（ <u>法第28条の2において準用する場合を含む。</u> ）の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過して <u>いない者</u> イ 法第10条第1項（ <u>法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。</u> ）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者であつて、当該命令が <u>その効力を生じた日から起算して5年を経過していない者</u> (5)～(12) (略)	ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第3条第3項第3号（ <u>法第28条の2において準用する場合を含む。</u> ）の規定による一時保護又は法第5条（ <u>法第28条の2において準用する場合を含む。</u> ）の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過して <u>いない者</u> イ 法第10条第1項（ <u>法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。</u> ）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者であつて、当該命令が <u>その効力を生じた日から起算して5年を経過していない者</u> (5)～(12) (略)
3 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合には、当該職員を	3 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合には、当該職員を

して、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 知事は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

(管理の特例)

第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合（以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。）における第1条の15第2項第9号、第3条第1項から第3項まで、第7条第5項、第9条第1項、第4項及び第5項、第10条の2、第11条第2項、第12条、第13条、第14条第1項から第4項まで、第16条ただし書、第19条、第21条、第22条、第29条、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2・3 (略)

別記

第1号様式（第3条関係）

県営住宅入居申込書

(略)

条例第8条第1項第2号又は第10条第4項該当事項	1 60歳以上	2 生活保護	3 中国残留邦人	4 配偶者暴力被害者等
	5 引揚者	6 炭鉱離職者	7 母子・父子	8 多子
	9 公共的事業	10 帰国被害者等	11ア 犯罪被害者等(生計維持困難)	11イ 犯罪被害者等(居住困難)
	12ア 戦傷病者(症)	12ア 原爆被爆者	12ア ハンセン病療養所入所者等	12ア 被災者

(管理の特例)

第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合（以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。）における第1条の15第3項及び第4項、第3条第1項から第3項まで、第6条第7号、第7条第5項、第9条第1項、第4項及び第5項、第10条、第10条の2、第11条第2項、第12条、第13条、第14条第1項から第4項まで、第16条ただし書、第19条、第21条、第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2・3 (略)

別記

第1号様式（第3条関係）

県営住宅入居申込書

(略)

条例第8条第1項第2号又は第10条第4項該当事項	1 60歳以上	2 生活保護	3 中国残留邦人	4ア 配偶者暴力被害者等(保護)
	4イ 配偶者暴力被害者(命令申立)	5 引揚者	6 炭鉱離職者	7 母子・父子
	8 多子	9 公共的事業	10 帰国被害者等	11ア 犯罪被害者等(生計維持困難)

12イ 身体障害者（級）	12イ 精神障害者（級）	12イ 知的障害者	12ウ シックハウス症候群患者
(略)	(略)	(略)	(略)

第21号様式（第16条関係）
 県営住宅入居者収入申告書

(略)

(略)

(略)

※ 条例第6条第1項第2号ア又はイ該当事項
(略)

(略)

11イ 犯罪被害者等（居住困難）	12ア 戦傷病者（症）	12ア 原爆被害者	12ア ハンセン病患者等
12ア 被災者	12イ 身体障害者（級）	12イ 精神障害者（級）	12イ 知的障害者
12ウ シックハウス症候群患者			
(略)	(略)	(略)	(略)

第21号様式（第16条関係）
 県営住宅入居者収入申告書

(略)

(略)

(略)

※ 条例第6条第2号ア、イ該当事項
(略)

(略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

